

## 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の保管

特別管理産業廃棄物を保管するときは、通常の保管場所の基準（囲いや掲示板の設置、飛散・流出・地下浸透・悪臭の防止等）に加えて、他の廃棄物と混ざらないことや、さらに特別管理産業廃棄物の種類ごとに必要な措置が定められています。（法第12条の2第2項、規則第8条の13）

また、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を、建設工事現場以外の場所で面積300㎡以上で保管する場合は、事前に都道府県知事に届出する必要があります。（法第12条第3項、規則第8条の2、第8条の2の2、第8条の2の4、第8条の2の5、第8条の2の6）

### 保管基準の概要

#### 1. 産業廃棄物の保管基準（規則第8条の概要）

##### （1）保管する場所の要件

- 保管場所の周囲に囲いが設けられていること（保管する産業廃棄物の荷重が囲いに直接かかる場合には、その荷重に対して構造耐力上安全であること）
- 見やすい箇所に次の要件を備えた掲示板が設けられていること
  - ・ 掲示板の大きさ 縦60cm以上×横60cm以上
  - ・ 産業廃棄物の保管の場所である旨の表示
  - ・ 保管する産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物※」が含まれる場合は、その旨を含む）の表示
  - ・ 保管場所の管理者の氏名または名称及び連絡先
  - ・ 屋外で容器を用いないで保管する場合は、(2)の要件による最大積上げ高さ

##### ※石綿含有産業廃棄物（規則第7条の2の3）

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（廃石綿等を除く）

##### （2）保管場所から産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭飛散が生じないような措置の要件

- 産業廃棄物の保管に伴って汚水が生ずるおそれがある場合は、公共水域及び地下水の汚染防止のために必要な排水溝、その他の設備を設けるとともに、それらの設備の底面を不浸透性の材料で覆うこと
- 屋外において産業廃棄物を容器に入れずに保管する場合は、次のようにすること
  - ・ 保管する廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下（勾配50%とは、底辺：高さ＝2：1の傾きで約26.5度）
  - ・ 保管する廃棄物が囲いに接する場合（直接、壁に負荷がかかる場合）は、囲いの内側2mは囲いの上端高より50cmの線以下とし、2m以上の内側は勾配50%以下とする
- 石綿含有産業廃棄物にあつては、
  - ・ 保管場所には石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること
  - ・ 覆いや梱包することなど、石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること

##### （3）その他必要な措置

- 保管場所には、ねずみが生息したり、蚊、ハエその他の害虫が発生したりしないようにすること

## 2. 特別管理産業廃棄物の保管基準（規則第8条の13の概要）

上記（1）～（3）の措置に加えて、

### （4）他の廃棄物と混合しないための必要な措置

- 特別管理産業廃棄物がその他のものと混合するおそれのないよう、仕切りを設けるなどの措置を講じること、ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混在する場合で、これら感染性廃棄物以外のものが混入するおそれのない場合は、この限りではない。

### （5）特別管理産業廃棄物の種類ごとの必要な措置

- 特別管理産業廃棄物である廃油、PCB汚染物またはPCB処理物は、容器に入れて密封するなどの揮発防止及び高温にさらされないための措置を講じること
- 特別管理産業廃棄物である廃酸または廃アルカリは容器に入れて密封するなど、腐食を防止するための措置を講じること
- PCB汚染物またはPCB処理物は、その腐食防止に必要な措置を講じること
- 特別管理産業廃棄物である廃石綿等は、梱包するなど飛散防止に必要な措置を講じること
- 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物は、容器に入れて密封するなど腐敗防止のために必要な措置を講じること

### <保管施設における掲示板の作成例>

産業廃棄物 保管施設	
名称、代表者	株式会社△△△△ 代表取締役 ○○ ○○
本社所在地	○○市○○町9-9-9
管理責任者氏名	○○ ○○
連絡先電話番号	TEL 03 (9999) 9999
保管する産業廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類、○○、○○
最大保管高さ	1.8m
最大保管量	30 m <sup>3</sup>

60cm以上

60cm以上

- 注）
- ・「最大保管高さ」の記載は屋外で容器を用いずに保管する場合に必要
  - ・「保管基準」には「処理基準」による保管方法の規則と異なり、保管数量の上限規則はない
  - ・石綿含有産業廃棄物がある場合には、その旨の記載が必要

<産業廃棄物の保管施設における保管方法の基準概念図>

